



グローバルインベストメント・イノベーション・インセンティブ (Gi³) アラート

タイでの投資インセンティブに関する最新情報

はじめに

タイ投資委員会（「BOI」）は、タイでの投資インセンティブに関する布告を公表しました。この布告は、海外投資家に投資先の移転と大規模プロジェクトへの実際の投資を促すとともに、国内投資家の持続可能な成長に向けた投資奨励及び強化を目的としています。

対象者

事業移転ならびに新規投資に BOI が与える税務恩典及び非税務恩典を有する投資奨励プロジェクトに関心を持つ海外投資家。現時点で BOI から与えられている投資奨励の法人税免税期間の失効が近付いている企業。さらに、現在、BOI が投資奨励している事業または投資計画を有する中小企業（「SME」）を含む国内企業。

概要

大規模プロジェクトでの投資インセンティブ

BOI は布告第 3/2563 号に投資奨励の対象産業における大規模プロジェクトを促進することが公表されました。この布告により、一定の要件を満たす適格な投資家は、法人税免税期間が失効日から 5 年間にわたり 50% の法人税減税をうけることができます。具体的には、対象となる活動への最低投資額は、2020 年 2 月 6 日から 2020 年 12 月 30 の間は 5 億タイバーツ（土地代及び運転資金を除く）、2020 年 2 月 6 日から 2021 年 12 月 30 の間は 10 億タイバーツ（土地代及び運転資金を除く）です。

プロジェクトには、グループ A1、A2、又は A3（投資奨励に関する BOI 分類）で行われる活動が含まれている必要があります、投資家はすでに法人税免税を受けていなくてはなりません（8 年未満）。

インセンティブのタイプ	法人税免税期限終了時から 5 年間、法人税を 50% 減税
締め切り	申請書は 2020 年の最終営業日までに BOI に提出する必要があります

SME による投資に関するインセンティブ

タイ BOI は SME 向けの投資を促すため、告知第 4/2563 号を公表しました。これにより、適格な投資家は活動のタイプと機械類の輸入税免除に基づき、投下投資の最大 200%の法人税免税を受けられます。

プロジェクトにはグループ A 又は B1 の活動が含まれている必要があります、対象となる活動の最低投資額はプロジェクト 1 件当たり 50 万タイバーツです（土地代及び運転資金は除く）。当該免税資格を得るには、タイ人株主が会社の登録資本の 51%以上を保有していなくてはならず、負債比率は 4:1 を超えられません。必要な機械類への新規投資を行わなくてはならず、使用される機械総数の 50%以上が新たな機械でなくてはなりません。地元で調達された機械に限り最大 1000 万タイバーツの価値がある中古の機械類を含めることもできます。BOI 及び非 BOI プロジェクト双方の総収入は、BOI プロジェクト開始日から最初の 3 年間は 1 年あたり 5 億タイバーツを超えられません。

インセンティブのタイプ	<ul style="list-style-type: none"> 機械類の輸入税免除 タイプ A の活動プロジェクトでは資本投資の 200%に相当する法人税（用地費及び運転資本を除く） 2014 年 12 月 3 日付 BOI 告知第 2/2557 号に基づき BOI の付与する他の便益と権利
締め切り	申請書は 2021 年の最終営業日までに BOI に提出する必要があります

メリットベースの SME 向けインセンティブ

BOI はプロジェクトのメリットに基づいて、中小企業向けに追加のインセンティブを付与します。これは、タイ国または産業全体に利益を与えるプロジェクトへの投資または支出の誘致及び活性化を目的とするものです。これらのメリットベースのインセンティブには、競争力向上、地方分権、工業団地開発、及び特別経済地域（SEZ）のための追加的な恩典及び権利の付与が含まれます。

インセンティブのタイプ	<p>競争力向上のメリットインセンティブ：競争力向上を促すため、追加的に 3 年間の法人税免税を享受できます。これにより、投資額の最大 300%の追加免税、及び最高 3 年間の追加の法人税免税が付与されます。</p> <p>地方分権のメリットインセンティブ：1 人当たりの収入が最低レベルの 20 県のうち 1 か所以上に事業所がある場合は、3 年間の法人税免税を追加で享受できます。ただし、合計の免税期間は 8 年を</p>
-------------	---

	<p>超えられません。グループ A1 及び A2 の活動が投資に含まれている場合、法人税免税期間の終了後に法人税の 50%減税が 5 年間付与されます。</p> <p>工業団地開発に関するメリットインセンティブ：工業団地または奨励されている工業区に立地する場合、さらに 1 年間の法人免税が付与されます。ただし、合計免税期間は 8 年を超えることはできません。</p> <p>SEZ に関するメリットインセンティブ：このスキームは、資本投資の 200%に相当する追加法人税免税により、SEZ に事業所を置くよう SME に奨励しています（土地代及び運転資本は除く）。</p>
締め切り	申請書は 2021 年の最終営業日までに BOI に提出する必要があります。

草の根経済への投資インセンティブ

タイ BOI は、「草の根経済」への投資を促す布告第 6/2563 号を公表しました。全体的な水源管理におけるコミュニティ企業の支援に民間部門の参加を奨励し、農業、農業製品、軽工業及び地域観光における地元団体の生産力とサービス向上を目的としています。この布告は 2020 年 4 月 13 日から遡及適用されます。

この布告により、(1) 2020 年 4 月 13 日以前に実施されていた適格なプロジェクト (BOI のプロジェクトであるか否かは不問)、(2) まだ該当する法人税免税期間が失効していない適格な投資奨励対象プロジェクト、(3) 投資奨励申請が行われており、法人税免税を受けられる適格な新規プロジェクトへの投資に関して、法人税免税が提供されます。これらのインセンティブの資格を得るには、これらのプロジェクトにおいて地元団体に組織 1 件当たり 20 万タイバーツ以上の支援をする必要があります。すでに実施中のプロジェクトの場合は、最低 100 万タイバーツ以上の投下資本が必要です (土地代及び運転資金を除く)。さらに、これらのプロジェクトは奨励証書の発行から 3 年以内に完了しなくてはなりません。

インセンティブのタイプ	<p>2020 年 4 月 13 日以前から実施されていたプロジェクトの場合 (BOI のプロジェクトであるか否かは不問)、BOI は該当する投下資本の 120%を超えない範囲で 3 年間の法人税免税を付与します (土地代及び運転資金は除く)。免税額は、実際に地元団体に支払われた資本額に基づいて計算されます。さらに、2014 年 12 月 3 日付 BOI 布告第 2/2557 号に基づき、非税務特典のインセンティブも適用されます。</p> <p>法人税免税の恩典期間が切れていない投資奨励対象プロジェクト、又は投資奨励の申請中で法人税免税を受けられる適格な新規プロジェクトの場合は、地元団体に実際に支払われた資本額の 120%を超えない範囲で追加の法人税免税が付与されます (土地代及び運転資金は除く)。</p>
締め切り	申請書は 2021 年の最終営業日までに BOI に提出する必要があります

医療業界に対する投資インセンティブ

BOI は、機械類の輸入税を免除することにより医療業界への投資を促し、医療機器又は部品を製造する既存の生産ラインの調整を支援するため、布告第 7/2563 号を公表しました。このインセンティブは 2020 年 4 月 13 日発効として遡及適用されます。

BOI は、以下の適格な活動に対して付与される便益の調整も行いました：(1) 医療製品の製造で使用される特定の原材料の生産（例：医薬品グレードのアルコールは、A2 及び A3 カテゴリーの便益と権利を得る資格があり、それぞれ 8 年間の法人税免税と 5 年間の法人税免税を受けられます）、(2) 不織布又は不織布製衛生製品の製造（A3 及び A4 カテゴリーの便益と権利を得る資格があり、それぞれ 5 年間の法人税免税と 3 年間の法人税免税を受けられます）。

インセンティブのタイプ	医療製品又は部品を製造する既存の生産ラインの調整に関連して 2020 年内に輸入された機械類の輸入税免除。 医療製品の製造で使用される特定の原材料の生産に対して 8 年間の法人税免税又は 5 年間の法人税免税が付与されます。また、不織布或いは不織布製衛生製品の製造に対しては 5 年間の法人税免税又は 3 年間の法人税免税が付与されます。
申請期限	既存の生産ライン調整に関連した機械類の輸入税免除の申請は、2020 年 9 月 30 日までに BOI に提出する必要があります。

研究開発のために輸入された物品の輸入税免除

BOI が公表した布告第 8/2563 号により、研究開発（R&D）及びこれに関連した実験のために輸入された物品の輸入税は、申請後 1 年間は免除されます。この布告は 2020 年 4 月 13 日発効として遡及適用されます。

以下の R&D 関連活動が当該免税の対象となります：(1) R&D に関する活動（例：R&D 活動、バイオテクノロジー活動、対象となる技術開発活動）、(2) BOI が定めた条件を充足するための R&D 活動（植物・動物繁殖活動など）、(3) より高いインセンティブを得るために R&D への投資が必要な活動（例：BOI の布告に記載されている施策に基づいて付与される法人税免税又は法人税減税のいずれかの追加インセンティブ）、(4) R&D の実施により競争力の強化に関して追加のメリットベースのインセンティブを受け取るプロジェクト、(5) R&D 活動が含まれるもので、生産性向上の改善のための政策に基づき奨励されているプロジェクト。

インセンティブのタイプ	適格な R&D 及びこれに関連した実験のために輸入された物品の輸入税免除（申請 1 件ごとに 1 年間）
締め切り	N/A

今後の活動

SME を含む海外と国内投資家は、所有する事業及び投資・移転計画について BOI の投資奨励対象活動が含まれているか否か、非税務恩典または税務恩典が享受可能か否かを確認することをお勧めします。デロイトの Gi3 専門家は、貴社の事業・投資計画が既存あるいは新規投資インセンティブの利用の可否について助言することができます。以下に関してお手伝いいたします。

- 所有する事業（活動）及び投資・移転計画の再確認と、BOI の投資奨励対象活動の適格性を判断するフィジビリティスタディ
- BOI 申請書の作成
- BOI の承認申請を補佐するための BOI 当局との連絡及び申請書のフォローアップ
- ガイダンス及び社内 BOI コンプライアンスの設定（トレーニングを含む）

詳細な情報又はサポートが必要な場合は、ご遠慮なくデロイト Gi³ 専門家までご連絡ください。

連絡先

- Thirapa Glinsukon、パートナー、グローバル投資・イノベーション・インセンティブ (Gi³)
電話：+66 (0) 2034 0159
メール：tglinsukon@deloitte.com

Get in touch



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable

or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2020 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd.

To no longer receive emails about this topic please send a return email to the sender with the word "Unsubscribe" in the subject line.